

報道機関 各位

令和3年4月30日(金) 発信
人事課

職員の処分について

令和3年3月24日に官製談合防止法違反で略式命令を受けた職員につきまして、令和3年4月30日付けで下記のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 処分内容

官製談合防止法違反を行った職員に対する処分について	
処分の程度	懲戒処分として停職6月 令和3年5月1日から令和3年10月31日まで
処分日	令和3年4月30日
処分権者	龍ヶ崎市長
被処分者	市長公室 参事(男性、54歳)
処分に至った事案の概要	令和3年3月24日、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により、東京地方検察庁(東京区検察庁)から起訴され、同日、東京簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けたもの。

2 市長コメント

今回の事件は、全体の奉仕者である地方公務員としてあってはならないことであり、当市の信頼を損ないましたことを、市民の皆様及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。再発防止のため、第三者による龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会を設置し、独自調査や再発防止策を検討いただくほか、内部でも全庁横断的なコンプライアンス推進委員会を立ち上げるなど再発防止に向けた取り組みを強化し、信頼回復に向け職員一丸となって綱紀粛正の徹底を図ってまいります。

令和3年4月30日

龍ヶ崎市長 中山一生

本件に関する問い合わせ先

龍ヶ崎市 総務部 人事課 藤平・宮崎(ふじひら・みやざき)

TEL:0297-64-1111(内線341・373)